

領土・主権展示館企画展 サンフランシスコ平和条約署名70周年

サンフランシスコ平和条約 って何だろう？

現在の日本の領土は、
サンフランシスコ平和条約によって
法的に確定したんだよ



サンフランシスコ平和条約とは？

サンフランシスコ平和条約とは、日本と連合国48か国の間で結ばれた、第二次世界大戦による法的な戦争状態を終わらせるための平和条約で、正式名称は、Treaty of Peace with Japan（日本名：「日本国との平和条約」）です。

1951年9月4日から8日まで、サンフランシスコにおいて52か国の代表参加のもと、平和会議が開催されました。会議の結果1951年9月8日、条約が署名されました。

条約の発効は1952年4月28日です。これにより連合国軍の占領が終了し、日本は独立を回復して国際社会に復帰しました。

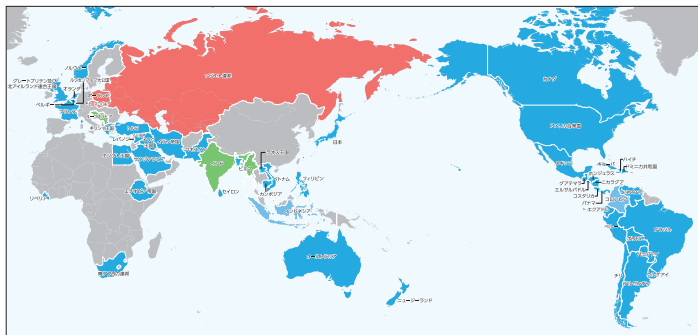
サンフランシスコ平和条約により、48か国との法的な戦争状態は終了しましたが、実際に日本と戦った国々の中には同条約に署名・批准しなかった国もあり、これらの国々との平和条約の締結がその後の日本外交の課題となりました。



サンフランシスコ平和条約への署名
写真：共同通信社

サンフランシスコ平和条約に 署名した国はどこだろう？

サンフランシスコ平和会議には52か国が参加しましたが、署名したのは49か国でした。それぞれどんな国や地域か、地図で見てみましょう。



- サンフランシスコ平和条約に署名・批准した国
- サンフランシスコ平和条約に署名したが批准しなかった国
- サンフランシスコ平和条約に署名しなかった国
- サンフランシスコ平和会議に招請されたが参加しなかった国

※この地図は、第三国間の領土問題について一定の立場を表明することを目的としたものではありません。

サンフランシスコ平和条約に署名しなかった国・地域の例

サンフランシスコ平和条約の当事国にならなかった交戦国との間では、別途平和条約締結が必要となります。日本はこの国々との間に、のちに個別に平和条約を結びました（ロシアとの間は未締結）。

ソビエト連邦

会議に出席しましたが、条約の内容に不満などがあったため、署名を拒否しました。

1956年、日ソ共同宣言に署名し、戦争状態の終了を宣言し、国交を回復しました。

シベリア抑留者の帰還と、日本の国際連合への加盟が実現しましたが、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するという課題が残されています。

中国

当時米国と英国で承認する中国政府が異なったため、会議に招請されませんでした。

1952年、中華民国と日華平和条約を締結しました。

1972年日中共同声明。中華民国政府に代わって、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認しました。1978年には日中平和友好条約を結びました。

インド

条約案の内容に不満があったため、会議に出席しませんでした。

インド政府は条約案文のうちとくに、琉球・小笠原諸島をアメリカの信託統治制度のもとに置くという条項などに疑義を唱えました。一方、実際には、インドの非同盟政策が同国の態度に大きな影響を与えたという意見もあります。

1952年、日印平和条約を結びました。

韓国は、対日賠償を要求する権利を有する連合国としての参加を希望しましたが米英などに拒否されました。

なお、条約第2条で日本が放棄する地域については、相互の請求権の処理についての特別取極の主題とされました。その中には韓国も含まれます。

1965年、日韓基本関係条約により国交正常化。また、日韓請求権協定により、日韓間の財産・請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されました。なお、北朝鮮との国交は、現在もお話ばれていません。

日本はすべての連合国とサンフランシスコ平和条約で講和したわけではなかったんだ。

考えてみよう①

日本はどうしてすべての連合国と同時に講和することにならなかったのかな？



くらべてみよう① 第二次世界大戦の様子



くらべてみよう② 終戦後、他の枢軸国はどのように平和条約を結んだのかな？

ドイツ

ドイツは日本の場合と異なり、占領の開始にあたって政府の存在は認められず、連合国が直接軍政を行いました。

その後、東西冷戦構造の深化により、占領終了に際して平和条約が締結されませんでした。したがって、賠償問題などの戦後処理がその後も同国の継続的な課題となりました。

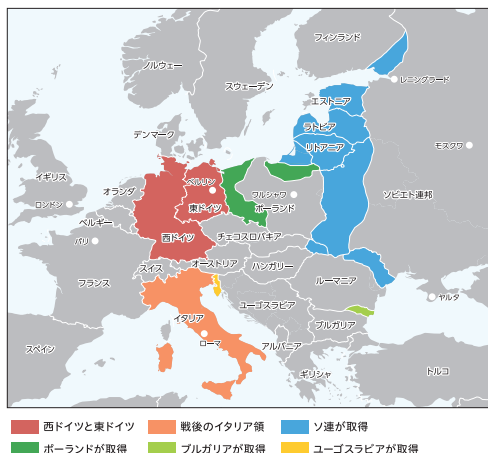
ドイツ側は、ドイツ統一の直前、1990年9月に署名されたドイツ最終規定条約(1991年3月発効)により、戦後の領土変更を受け入れました。

イタリア

イタリアは、1943年9月連合国と休戦協定を結び枢軸国を離脱しました。その後ドイツに宣戦布告、連合国から「共同参戦国」と認められます。1947年2月、他の旧枢軸国(ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニア)とともに、連合国21か国とパリで講和会議を開催し、平和条約を署名、その後批准しました。

イタリアは、対ユーゴスラビアなどの関係で一部領土を失いました。

第二次世界大戦後の欧州の国境の変化 (ドイツによるオーストリア併合以前との比較)



考えてみよう②

日本はドイツとは異なって平和条約が締結できたのはなぜだろう？
一方で、イタリアと違ってボツダム宣言の受諾から6年以上も平和条約の署名までかかったのはなぜかな？



冷戦下において形成された サンフランシスコ平和条約

冷戦の開始

早期(1947年8月頃)の講和会議開催の試み

米ソなどが講和会議の形式で意見が対立。
米国内にも早期講和への慎重論。

講和会議開催は見送られる。

冷戦の深化
朝鮮戦争の
開始

条約草案の検討の本格化

米国主導による条文案作成

・寛大な内容を目指す
・短い条文案
(それに対して、英国は、米国の目的に賛同しつつも自国及び英連邦の要望の実現及び条文の精緻化を試みる)。

比較的寛大な条約内容

賠償

役務賠償と
在外資産没収のみ

領土

日本が放棄する
領土のみを規定
(心理的不利益の低減を意図)

軍備・産業

特段の制限は
なされず

日本国内での議論 ～全面講和論と多数講和論～

日本国内では、すべての国と平和条約を結ぶか、一部の国でもやむをえないとするか、という論争が起こります。
全交戦国が同時に同一の平和条約を結ぶべきとする全面講和側の意見は、ソ連や中国をふくむ、すべての交戦国と講和すべきだということでした。単独講和では、日本は西側陣営に組み込まれてしまうと考えたためです。全面講和論は、冷戦の中で中立を維持しようということでした。

講和を一部の国を除く大多数の国と行うべきとする多数講和側の意見は、ソ連や中国との調整は難しかったため、アメリカ側の国々と早期に講和して、経済の再建をはかりたいというものでした。
吉田茂内閣をはじめとして主に保守勢力が多数講和論を、革新勢力は全面講和論を支持します。当時の吉田内閣の方針に基づき、現実的と考えられた多数講和論に基づきサンフランシスコ平和条約が締結されました。

平和条約の意義

主権の回復
占領の終了

戦争の終結

国際社会への
復帰

・日本の安全の確保
・冷戦下における極東の安全に寄与
→旧日米安全保障条約締結
(在日米軍の駐留)

アジア太平洋には、米国と個別の国々との安全保障条約のネットワークが構築されました(「ハブ・アンド・スポークス」と呼ばれます)。

サンフランシスコ平和条約
非署名国との平和条約締結
が外交の課題となりました。



サンフランシスコ平和条約署名式に 参加した日本全権団

全権団って何だろう？

戦争の講和条約の締結の際に、国家の代表として、全ての権限を任されて交渉などに出席する者を全権といい、複数の人間で構成される場合は全権団とも呼ばれます。

全権団の構成は？

全権団は、挙国一致して平和条約を受諾するため、超党派の議員で構成されました（8月16日第11回臨時国会で全権派遣の承認を決議、8月22日発令。日本社会党は基本的には全面講和を支持していたため辞退します）。吉田首相は多数講和を実行しました。

2 日本銀行総裁

敗戦の翌年1946（昭和21）年6月、日本銀行総裁に就任しました。就任後直ちにマッカーサーに会見を申し入れ、日本経済の実情を話し、信頼関係を築いたとされます。かつてベルリン駐在時代に体験した、第一次世界大戦敗戦ドイツにおけるハイパーインフレーションの教訓を踏まえ、戦後の復興資金の確保と経済の安定化に努めました。総裁辞任後、鳩山、岸内閣の大蔵大臣を務めました。

1 首相兼外務大臣

1906（明治39）年、東京帝大法科大学を卒業後、外務省に入省します。1918（大正7）年にはパリ講和会議に全権随員として参加しています。戦中では和平工作を進め、憲兵隊に逮捕されたこともありましたが、戦後、1946（昭和21）年、第1回総選挙後首相に就任し、以後1954（昭和29）年までの間、5度にわたって政権を担当しました。

3 参議院議員

参議院から全権委員に選ばれました。徳川幕府御三家の一つ、水戸徳川家の出身で、20歳のとき一橋徳川家の養子となりました。東京帝国大学農学部林学科を卒業後、宮内省に入り、1926年から28年までベルリンに留学しました。1939年貴族院議員、1947年参議院議員となりました。国土の緑化運動に尽力し、「緑化の父」と呼ばれました。

4 衆議院議員

衆議院から全権委員に選ばれました。いまの倉敷市の出身です。自由党の常任総務を務め、衆議院議長などを歴任しました。

5 衆議院議員

衆議院から全権委員に選ばれました。1903（明治36）年、東京高等工業学校（いまの東京工業大学）を卒業し、肥料、油脂業界で活躍しました。1946（昭和21）年、日本進歩党から衆議院議員に当選し、1950（昭和25）年、国民民主党を結成して最高委員長となりました。

6 大蔵大臣

1925（大正14）年、京都帝大法学部卒業後大蔵省に入省しました。1947（昭和22）年、第一次吉田内閣で事務次官に抜擢されます。1949（昭和24）年衆議院議員に当選し、第三次吉田内閣の蔵相となります。1960年から3度にわたって内閣を組織し、高度経済成長政策や所得倍增計画を推進しました。

サンフランシスコ平和条約への署名
写真：共同通信社

ミニクイズ！

右の署名の6名は、上の写真の1から6のどの人があててみよう
（こたえはパネルの下を見てね）

所蔵：外務省外交史料館



日本全権団 6名の署名

上から順に
吉田茂
池田勇人
吉米地義三
星島二郎
徳川宗敬
一萬田尚登



こたえ：1. 吉田茂（よしだ しげる） 2. 一萬田尚登（いちまだ ひさと） 3. 徳川宗敬（とくがわ むねよし） 4. 星島二郎（ほしじま にろう） 5. 吉米地義三（よしみち ぎさ） 6. 池田勇人（いけだ はやと）

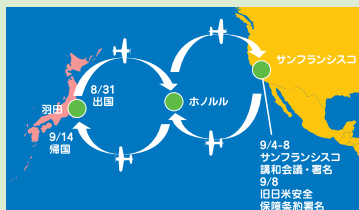
参考資料：岡山県倉敷市ウェブサイト、国立国会図書館ウェブサイト「近代日本人の肖像」、東京大学総合図書館ウェブサイト、「いちざんクオーター（2001年春月号）」

日本全権団、いざサンフランシスコへ！

1951年7月7日の朝、サンフランシスコが条約調印の場所に決定したことが日本側に伝えられました。東京、ワシントンDC、ホノルル、バギオ（フィリピン）などその他いくつかの候補地が噂にのぼっていましたが、国連憲章発祥の地であるサンフランシスコ市が選ばれました。

当時の写真や地図をもとに、日本全権団の旅程をご紹介します。

羽田からサンフランシスコへ



吉田首席全権をはじめとする講和会議全権団は、パン・アメリカン航空機で東京とサンフランシスコを往復しました。

所蔵：外務省外交史料館
(毎日新聞社寄贈)

サンフランシスコ及びベイエリア

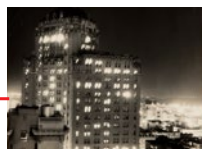


1951年当時のウェルカムマップ

所蔵：外務省外交史料館(麻生和子氏寄贈)



旧日米安全保障条約の署名が行われた米陸軍第六軍司令部のあったプレシディオ



日本全権団一行が宿泊したマークホプキンスホテル(吉田首相は親日家スコット邸宅にて宿泊)

所蔵：外務省外交史料館(毎日新聞社寄贈)

サンフランシスコ平和条約会議場 (戦争記念オペラハウス、退役軍人戦争記念会館)



戦争記念オペラハウス
現在の様子
個人撮影



退役軍人戦争記念会館
現在の様子(現ハーブスト劇場)
個人撮影

吉田首相と随行した娘の麻生和子氏

所蔵：外務省外交史料館
(毎日新聞社寄贈)



参考資料：外務省外交史料館特別展示史料解説「サンフランシスコ講和への道」
総合千博「サンフランシスコ講和への道」

サンフランシスコ平和条約 署名当日の様子



サンフランシスコ平和条約署名式
所蔵：外務省外交史料館（毎日新聞社寄贈）



吉田首相による演説

所蔵：外務省外交史料館（毎日新聞社寄贈）

吉田日本全権の受諾演説は当初英語で行う予定だったが、直前になって日本語で行うことになりました。



サンフランシスコ平和条約への署名

所蔵：外務省外交史料館（毎日新聞社寄贈）

条約正文と議定書にはローマ字で、宣言書には日本語で署名を終えました。

「11か月に渡る外交交渉によって作成された条約文に調印するための会議」とアチソン議長が言ったとおり、平和条約案は、講和会議において、なんらの修正が加えられることなく、署名されました。

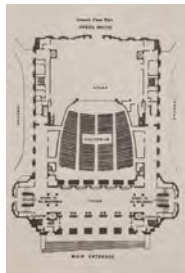
平和会議・旧日米安全保障条約署名関連 タイムスケジュール

講和会議	9月4日 19:00	歓迎式（参加52か国）	アチソン米国全権が収議長を務め、開会宣言、平和祈願の黙とう。ロビンソンサンフランシスコ市長、ワレンカリフォルニア州知事らの歓迎の辞。トルーマン大統領の演説。
公式行事	9月4日 20:00	パレス・ホテルにおける米国全権団しセプション	
講和会議	9月5日 午前	第1回全体会議	議事規則、中共招請問題、議長退会。
講和会議	9月5日 午後	第2回全体会議	米英全権から条約案の説明
講和会議	9月5日 夜	第3回全体会議	各国代表からの意見陳述（2か国）チリ、ボリビア
講和会議	9月6日 午前	第4回全体会議	各国代表からの意見陳述（12か国）エルサルバドル、ノルウェー、ハイチ、エジプト、ラオス、セイロン、キューバ、コロンビア、コスタリカ、トルコ、南アフリカ連邦、ベルギー
講和会議	9月6日 午後	第5回全体会議	各国代表からの意見陳述（7か国）カンボジア、チェコスロバキア、パキスタン、フランス、オランダ、ニュージーランド、ギリシャ
公式行事	9月6日 20:00	オペラ・ハウスにおけるサンフランシスコ市民委員会主催の各国全権団招待音楽会	
講和会議	9月7日 午前	第6回全体会議	各国代表からの意見陳述（14か国）シリア、サウジアラビア、ベネズエラ、ウルグアイ、ホンジュラス、ニカラグア、カナダ、インドネシア、フィリピン、ルクセンブルク、イラン、ペルー、ブラジル、グアテマラ
講和会議	9月7日 午後	第7回全体会議	各国代表からの意見陳述（9か国）イラク、エクアドル、オーストラリア、リベリア、レバノン、エチオピア、ベトナム、ポーランド、アルゼンチン
講和会議	9月7日 20:00	第8回全体会議	吉田日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答
講和会議	9月8日 10:00	署名式	吉田日本全権の受諾演説、中共招請問題、米英全権の回答
講和会議	9月8日 17:05	日米安全保障条約の署名及び公文の交換	プレジディオの米陸軍第六軍司令部で署名
公式行事	9月8日 20:00	パレス・ホテルにおけるサンフランシスコ市民委員会主催の各国全権団招待のステート・ディナー	

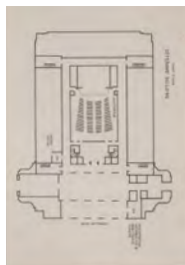
「1951（\$26）-1954（\$29）年サンフランシスコ平和条約関連」（毎日映画公社提供映像）より作成

サンフランシスコ平和条約会議場

所蔵：外務省外交史料館（麻生和子氏寄贈）



戦争記念オペラハウス会場図



退役軍人戦争記念会館会場図

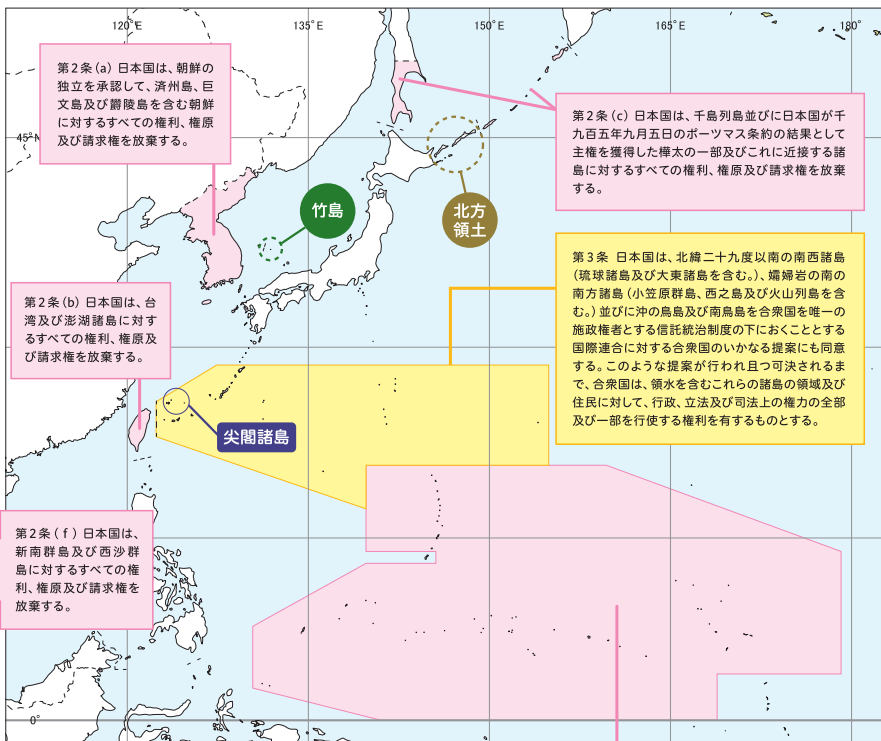
サンフランシスコ平和条約は日本の領土についてどのように定めていたか、見てみよう

サンフランシスコ平和条約の領土処理

サンフランシスコ平和条約により日本の領土が法的に確定しました。

北方領土・竹島・尖閣諸島のいずれも、日本が放棄した地域には属していません。

第2条 (ピンク色で示した部分) は、日本が領有権を放棄した地域。
第3条 (黄色で示した部分) は、米国に施政権を委ねた地域 (日本は潜在的な主権を維持) だよ。



第2条 (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条 (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条 (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第2条 (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

第2条 (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島 (琉球諸島及び大東諸島を含む。)、嬌婦岩の南の南方諸島 (小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)) 並びに沖の島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第2条 (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

今の日本の領土・主権をめぐる情勢とサンフランシスコ 平和条約はどのように関係しているのだろう？

竹島

サンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。

韓国は、1951年7月、サンフランシスコ平和条約の起草過程において、米国に対して日本が放棄すべき地域に竹島などを加えるように文書により要請しました。これに対して米国は、同年8月、ラスク國務次官補名の公式書簡を韓国向けに発出し、竹島は「朝鮮の一部として取り扱われたことが決まらず、1905年ごろから日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」として韓国の要請を明確に拒否しました（一般的に「ラスク書簡」と呼ばれます。）このように、サンフランシスコ平和条約において竹島が我が国の領土であることが確認されています。

要請を拒否された韓国は、サンフランシスコ平和条約が発効する直前の1952年1月、「海洋主権宣言」を行い、竹島を取り込む形で、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、国際社会から抗議されても撤回しませんでした。さらに、1953年から1954年にかけて、日本の巡視船への統制などを行い、竹島を実力行使によって不法占拠し、現在も韓国による竹島の不法占拠は継続しています。

北方領土

1945年8月9日、ソビエト連邦（現在のロシア）は、当時まだ有効だった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。その後、日本がポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確に表明した後の同年8月28日から9月5日までの間に北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の全てを占領しました。当時、北方四島では、約1万7千の日本人が暮らしていましたが、1948年までには全員が強制退去させられました。

日本は、サンフランシスコ平和条約により、ポーツマス条約で獲得した樺太の一部（北緯50度以南の樺太）と千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しました。しかし、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれません。また、ソ連は、サンフランシスコ平和条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできません。

現在も、北方領土ではロシアによる法的根拠のない占拠が続いています。この領土問題が存在するため、日露間では、いまだに平和条約が締結されていません。日本政府は、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するために、ロシア政府との交渉を続けています。

尖閣諸島

尖閣諸島はサンフランシスコ平和条約に基づき、日本が放棄した領土の中には含まれず、第3条の「北緯29度以南の南西諸島」として米国の施政下におかれました。

そのことは、米統治機関が発出した1952年の琉球政府章典などの指令において緯度経度によって明確に確認されています。しかし、中国から「尖閣諸島は『台湾の一部』である」といった抗議は一切ありませんでした。

その後、1972年の沖縄返還協定では、日本に施政権が返還された地域に尖閣諸島が含まれました。こうした事実、尖閣諸島が日本の領土であることを示しています。

1969年に国連の報告書で東シナ海に石油埋蔵の可能性があることが指摘されると、それまで何ら主張を行っていなかった中国・台湾は、日本の閣議決定から76年後の1971年になって、突如として尖閣諸島の「領有権」について独自の主張をするようになったのです。



関連年表

1940年9月	日独伊三国同盟署名
1941年8月	大西洋憲章
1941年12月	真珠湾攻撃、日本、米英に対して宣戦布告
1942年1月1日	米英ソ中など26か国、連合国共同宣言署名
1943年9月	イタリアの降伏 連合国と休戦協定を結び枢軸国を離脱
1943年11月	カイロ宣言
1945年2月	ヤルタ会談
1945年5月	ドイツの降伏
1945年8月	日本ポツダム宣言受諾・降伏
1945年10月24日	国際連合の設立
1946年5月	極東国際軍事裁判（「東京裁判」）開廷、1948年11月刑が宣告
1946年11月3日	日本国憲法を公布
1947年2月	旧枢軸国のうち、イタリア、ブルガリア、フィンランド、ハンガリーがパリ講和会議において平和条約署名
1950年6月	朝鮮戦争始まる（～1953年7月）
1951年9月8日	サンフランシスコ平和条約・日米安全保障条約署名
1952年4月28日	サンフランシスコ平和条約発効 連合国軍の占領が終了し、日本は独立を回復
1952年4月28日	日華平和条約署名
1953年12月	奄美群島が日本に返還される
1956年10月	日ソ共同宣言署名（10月）・発効（12月） ソビエト連邦と国交回復
1956年12月	日本、国際連合に加盟
1960年1月	日米安全保障条約の改定締結（1月）、発効（6月）
1965年6月	日韓基本関係条約、日韓請求権・経済協力協定等署名（6月）・発効（12月）韓国と国交正常化
1968年6月	小笠原諸島が日本に返還される
1972年5月	沖縄が日本に返還される
1972年9月	日中共同声明 中華人民共和国と国交正常化
1978年8月	日中平和友好条約締結
1989年12月	マルタ会談 冷戦終結宣言
1990年9月	ドイツ最終規定条約署名
1990年10月	東西ドイツ統一